

---

平成17年 第2回 6月(定例)中 間 市 議 会 会 議 録(第3日)

平成17年 6月22日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成17年 6月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第36号議案 中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する  
条例  
(日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第29号議案 平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第 5 第30号議案 平成17年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)  
(日程第4～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第35号議案 中間市土手ノ内公営住宅新築工事(建築1期工事)請負契  
約について  
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第37号議案 土地売買契約の締結について  
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議員提出議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例  
第 2 号  
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書  
第 5 号  
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 1学級の定数を30人以下にすることを求める意見書  
第 6 号  
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にするこ  
第 7 号 とに反対する意見書  
(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第24号議案 中間市政治倫理条例

(平成16年)

(日程第12 継続審査)

日程第13 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 中家多恵子君 | 2 番  | 山本 慎悟君 |
| 3 番  | 佐々木晴一君 | 4 番  | 植本 種實君 |
| 6 番  | 青木 孝子君 | 7 番  | 久好 勝利君 |
| 8 番  | 杉原 茂雄君 | 9 番  | 岩崎 三次君 |
| 10 番 | 堀田 英雄君 | 11 番 | 井上 久雄君 |
| 12 番 | 湯浅 信弘君 | 13 番 | 掛田るみ子君 |
| 14 番 | 香川 実君  | 15 番 | 上村 武郎君 |
| 16 番 | 岩崎 悟君  | 17 番 | 佐々木正義君 |
| 18 番 | 米満 一彦君 | 19 番 | 下川 俊秀君 |
| 20 番 | 片岡 誠二君 | 21 番 | 井上 太一君 |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

|                   |        |              |        |
|-------------------|--------|--------------|--------|
| 市長 .....          | 大島 忠義君 | 助役 .....     | 藤井 紅三君 |
| 収入役 .....         | 中木 陞君  | 教育長 .....    | 船津 春美君 |
| 総務部長 .....        | 柴田 芳夫君 | 市民経済部長 ..... | 萩原 一秋君 |
| 民生部長 .....        | 是永 勝敏君 | 建設部長 .....   | 行徳 幸弘君 |
| 教育部長 .....        | 谷川 博君  | 水道局長 .....   | 小南 哲雄君 |
| 市立病院事務長 ...       | 貞末 伸作君 | 消防長 .....    | 長谷川邦彦君 |
| 行政経営改革推進室長 .....  |        | 田中 茂徳君       |        |
| 秘書課長 .....        | 田中 久光君 | 企画財政課長 ..... | 牧野 修二君 |
| 総務課長 .....        | 中野 諭君  | 契約課長 .....   | 舟越 義光君 |
| 行政経営改革推進室課長 ..... |        | 白尾 啓介君       |        |
| 人権推進課長 .....      | 中村 次春君 | 介護保険課長 ..... | 成富 隆俊君 |

|        |       |        |        |       |        |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 健康増進課長 | ..... | 中尾三千雄君 | 管理課長   | ..... | 杵野 広行君 |
| 都市整備課長 | ..... | 平池 道人君 | 生涯学習課長 | ..... | 津田 正人君 |
| 営業課長   | ..... | 矢野 卓雄君 |        |       |        |

---

事務局出席職員職氏名

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 勝原 直輝君 | 次長 | 白子 優一君 |
| 補佐 | 小田 清人君 | 書記 | 岡 和訓君  |
| 書記 | 平川 佳子君 |    |        |

---

午前10時00分開議

○議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

-----・-----・-----

日程第1．承認第3号

日程第2．承認第4号

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、承認第3号から日程第2、承認第4号までの専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

○市長（大島 忠義君）

おはようございます。承認第3号及び承認第4号につきましては、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第3号平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成16年度の中間市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は48億8,431万円で、歳出総額は54億2,306万円となりまして、差し引き単年度収支といたしましては2,002万円の収入不足となりました。

さらに、平成16年度の繰り上げ充用金であります5億1,874万円を加えた平成16年度の総決算といたしましては5億3,876万円の不足額となっております。そのことにより、平成17年度補正予算として、歳出では8款の前年度繰り上げ充用金で、歳入につきましては10款の諸収入で5億3,876万円を計上し、予算の総額、歳入歳出それぞれ58億9,113万円とするものであります。

昨年度に引き続き赤字決算となりましたが、今後、税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化など、市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第4号平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成16年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算額を調製いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんをするため、5月31日に専決処分をしたものであります。

補正予算のうち、歳出につきましては前年度繰り上げ充用金に、歳入につきましては諸収入に、それぞれ５億６，９３７万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６億８５５万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分２件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（７番 久好 勝利君）

平成１７年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第１号）について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

繰り上げ充用金としての補正額５億６，９３７万円は、貸付償還金の滞納による赤字分の帳じり合わせを行うもので、多額の滞納金の主たる原因である条例に違反しての貸付行為を認めることはできません。

常任委員会が４委員会あった頃、開発委員会という委員会がありまして、同和問題はその開発委員会で取り扱ってきました。中間市では、同和関係者なのかどうなのかの判定は運動団体に任されていたので、中には運動団体に会費を納めることによって運動団体の会員になることによって、同和関係者と同等の扱いを受け、個人施策や住宅資金などの特別待遇を受ける者も出てきました。

住宅資金の貸付においては、提出しなければならない書類がそろっていなくても、生活保護世帯でも貸し出しています。なぜそのようなことが行われたのでしょうか。

ずさんな貸し出しの全貌が明らかになったのは、１９８７年１月に公表された住民監査請求への監査結果によるものであります。それ以前からいろんな話が飛び交っていたので、当時私は監査請求をする前に、開発委員会において質問したことがあります。その質問に当時の担当課長は、銀行など金融機関から借りることができない人たちに、住宅の建設や改修のための資金を貸し出す制度だと、このように答弁しております。

銀行などまともな金融機関が、ローン貸し出しにおいて一番問題にするのは返済能力であります。住宅資金の貸し出しでは、銀行などが貸さない人たち、つまり返済能力のない

人たちに貸し出したわけですから、滞納による多額の赤字が出るのは当然の結果と言えます。

20年も前になることでありますが、住宅資金の赤字が膨らみ出したころ、委員会で問題になり、同和行政に的を絞って、三重県の伊勢市を視察したことがあります。開発委員会で視察した伊勢市の場合は、同和関係者であるのか、そうでないのか、この判断をする判定委員会には、昔から地域のことに精通している人、いわば地域の長老的な人たちによって判定が下され、条例に沿った貸し付けを行ってきたので、当時、住宅資金の焦げつきはないということでありました。

住宅資金の貸し出しが終わって19年が経過しました。中間市の行政にとっては重大な過ちではあっても、現在の市長をはじめとして住宅資金の回収に携わった職員の皆さんにとっては、先輩たちが行ったこと、今ならそのようなことはしないと、このような気持ちが強いのではないかと思います。

ところが、今も当時と変わらないことをしております。先日の私の一般質問で市長は、県が行う同和地区生活実態調査の協力員の選定や調査対象世帯と世帯数については運動団体に一任しているということを明らかにしました。行政が判断しなければならないことを運動団体にゆだねる姿は、住宅資金貸し出しのときと何の変化もありません。これは、同和問題に対する行政の主体性の欠如から、運動団体の顔色をうかがいながらの同和行政が長年にわたって続けられた結果、このような状態に何の疑問も持たず、へいへいとして事が進められているところに問題があります。

従来から幾度となく、地対協意見具申などによって、同和問題における行政の主体性の確保が強調されてきました。県は、来年度をもって同和行政を終結させると宣言しています。県に追随する中間市といえども、同和問題については、行政が主体的な立場で臨むことを強く求めて討論を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第４号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第４号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、承認第４号は原案のとおり承認されました。

-----・-----・-----

### 日程第３．第３６号議案

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第３、第３６号議案を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長(上村 武郎君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第３６号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

平成１５年９月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度は、従来の「管理委託制度」とは異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体の指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度であります。

現在、既に管理委託を行っている公の施設については、経過措置として平成１８年９月１日までは従来どおり管理委託制度を存続できますが、経過措置の期限以降については、管理委託制度は廃止されることになり、指定管理者制度を導入するか、地方公共団体による直営のいずれかを選択することになっております。

このことから、本市の公の施設においては、平成１８年４月１日から指定管理者制度を導入するために、地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定の手続き、その他必要な事項を定めるための通則的条例として本条例が制定されるものであります。

以上が本条例の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第36号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

保育所や老人ホーム、福祉センター、公民館、市民会館、図書館、病院、スポーツ施設などの公共施設は、住民が誰でも利用でき、住民の命や暮らし、福祉を支える大切な財産です。これらの施設は、住民が無料または低料金で公正なルールで利用できるように、管理運営できる団体は、地方自治体、地方自治体が50%以上出資するなど運営に公的なコントロールがされる外郭団体、また、社会福祉協議会や事業団、公社など、国が定める公共団体に限定されていました。

ところが、今説明がありましたように、管理運営する団体の規制がなくなり、株式会社などの民間企業も管理運営を代行できるようになりました。指定管理者制度によって、施設の利用を許可する権限が自治体から「指定管理者」となる企業や団体となり、利用料金も一定の範囲で勝手に設定して企業の収益にできます。

「公の施設」は、地方自治法第244条に「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」と明記されておりますが、指定管理者制度の導入によって、住民サービスよりも企業の利益や儲けが優先される恐れがあることから、第36号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に反対するものです。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第36号議案中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第4．第29号議案

日程第5．第30号議案

○議長（杉原 茂雄君）

これより日程第4、第29号議案から日程第5、第30号議案までの各会計補正予算

2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉事業費に265万円が計上されております。その内容といたしましては、現在、介護保険法の改正が国会で審議中であり、国の制度改正に伴い、全国的に要支援や要介護1のいわゆる軽度者の割合が高く、介護保険財政圧迫の主要な原因となっております。

このことから、国としてもその対策として、予防重視型システムの構築が図られていることにより、地域支援事業には、高齢者人口の5%程度を対象としており、このうち約20%の人が、要支援、要介護状態となることを防止することを見込んで、虚弱高齢者及び要支援者、要介護者の身体機能を高めることによって要介護状態になることを防ぎ、要介護状態の軽減を図るため、筋力トレーニングマシンを利用して、より積極的な筋力トレーニングによって、筋力、バランス、柔軟性、敏捷性などの全般的な運動機能向上を目指すとともに、介護予防や健康管理に対する市民の意識向上を図ることを目的としております。

本年8月より、新たに保健福祉事業として高齢者運動トレーニング指導モデル事業に取り組み、虚弱高齢者を対象として、地域総合福祉会館内に設置しておりますケアプール、アクアトレーナー及び今回購入予定の筋力トレーニングマシン等を使った中間市高齢者筋力向上トレーニング事業を実施するための機器購入の経費に265万円を介護保険給付準備基金より取り崩し計上するものであります。

委員から、虚弱高齢者の対象者は何名いますか。また、高齢者運動トレーニング指導モデル事業計画を導入している県内の実態についての質疑があり、執行部より、対象者は高齢者人口の5%程度を対象としており、市内に住所を有し、要介護認定において非該当と判断された者、その他の虚弱高齢者を対象として、市立病院と連携し、約24名程度を対象とするものです。運動トレーニング指導モデル事業計画を導入している県内では、国のモデル地区として、大牟田市や久留米市、行橋市においては導入済みですとの答弁がなされております。

以上により、歳入歳出とも265万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億5,800万円となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。最後に採決いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決しました。

何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案の補正予算1件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

水道事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、平成17年4月20日付で総務省より通知がありました平成17年度の公営企業借換債の取り扱いに基づく、高金利対策分の臨時特例債措置による起債運用であります。

内容といたしましては、昭和55年度に公営企業金融公庫から借り入れた利率8.1%の起債を2.35%の起債に借換するものであります。

借換に伴う元金は5,350万円で、償還の年数は本年度を含め4年で、借換後は5年償還となり、今後5カ年で約473万円の利息が軽減される予定です。

水道事業費用につきましては、企業債借換に伴う利息見直し額として103万円を減額し、水道事業費用総額は12億3,687万円となります。

また、資本的収支では、資本的収入として企業債、高金利対策借換債として5,350万円を増額し、総額2億9,543万円となります。資本的支出としては企業債償還元金として5,350万円を増額し、総額6億7,729万円となります。

以上、1議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします、委員長の報告を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第29号議案及び第30号議案の補正予算2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第29号議案平成17年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 )

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案平成17年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 )

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

#### 日程第6・第35号議案

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第6、第35号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

○市長(大島 忠義君)

第35号議案中間市土手ノ内公営住宅新築工事――これは建築1期工事ですが――請負契約について提案理由を申し上げます。

本格的な高齢化社会を迎えようとしている中、国の住宅行政においても、幅広い行政施策をもとに、平成12年度公営住宅ストック総合活用計画が策定をされ、その計画にかかわる補助制度が施行されました。

本市においても、平成13年3月に、高齢化社会への対応、居住水準の向上、居住環境の整備などの基本方針を定め、中間市公営住宅ストック総合活用計画を策定をしたところであります。

この計画の中で、建設年次が最も古く、築後約40年を経過した土手ノ内公営住宅の建て替えをいたしまして、居室間のバリアフリー化、手すり、エレベーターなど、高齢者に対応した住宅として新築をするものであります。

本工事は、山藤建設株式会社、株式会社永野組中間支店、東洋建設工業株式会社中間支店、平成建設株式会社中間支店、九鉄工業株式会社北九州支店、梅林建設株式会社福岡支店、大旺建設株式会社九州支店、株式会社竹中土木九州支店の8業者を指名をし、6月2日に入札に付した結果、平成建設株式会社中間支店が落札いたしました。契約金は2億5,147万5,000円であります。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリート造3階建、1棟18戸、内訳といたしましては、2DKタイプ9戸、3DKタイプ9戸、建物面積は、延床面積1,328平方メートル、建築面積は541平方メートルでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

今回の土手ノ内の公営住宅新築工事について、１点お尋ねいたします。

私は、常に入札談合の根絶が財政改革の第一歩だということで、そういう思いで入札関係についても質問をしてまいりましたが、そのとき、昨年の３月議会の私の質問に対して、「より一層の適正化に努めてまいりたい」、そういうふうに市長はご答弁しておられますが、今回の入札に当たって、そういうことが反映された落札結果であるのかどうか、お聞きしたいと思います。

昨年のときに私が質問いたしましたときに、新聞の記事や全国オンブズマンの指摘された見解発表を紹介させていただきましたが、刑事事件の記録を見ても、落札率９０％以上の入札は談合と見るべき、本当に競争しているなら予定価格ぎりぎりになるのはおかしい、そういうふうな指摘を紹介しましたが、今回の落札率は幾らであったものか、そして各会社の入札価格、パーセントで教えていただけたらと思います。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

最初のご質問でございますけれども、昨今、新聞あるいはテレビ、隣では苅田ですか、そういった報道もされておりますけれども、我が中間市での入札のありようについてはきちんといたしているところでございますし、あと詳細につきましては、関係課長の方からご答弁をさせます。

○議長（杉原 茂雄君）

舟越契約課長。

○契約課長（舟越 義光君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今回の建築１期工事の入札率につきましては９６．３％でございます。それで、議員が今ご質問されました各指名業者のパーセントという分については出しておりませんが、入札金額はわかっており一金額でよろしゅうございましょうか。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

まあ、金額でもあれしてください。（「承知しました」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第35号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

簡単にさせていただきます。

やはり本会議場での質問に対しては、金額もですが、あわせてパーセントについてもご用意していただけたらということをご要望するとともに、市長が4年前に市長候補として立候補された公約に、こうした公共工事のことについて透明化される、そして、適正な価格に努めてまいるという公約だったと思いますが、引き続く市長に対しても、執行部に対しても、このことはしっかりと申し送りしていただくことを要望して、賛成とするものです。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第35号議案中間市土手ノ内公営住宅新築工事（建築1期工事）請負契約についてを起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

#### 日程第7．第37号議案

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第7、第37号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

○市長（大島 忠義君）

第37号議案土地売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

本年度から本格的に取りかかります吉田ぼた山周辺の道路改良工事、周辺整備事業とし

て、都市計画道路塘ノ内砂山線ほか2路線の街路事業をはじめ、当地区内の丘陵地の防災工事など生活環境整備を目的とした岩瀬東部地区開発事業に必要な土地を取得するものであります。

この取得する用地は、平成17年6月1日に、面積1万5,348平方メートル、買収価格5,000万円で当該地権者と土地取得のための仮契約を締結いたしました。単価は1平方メートル当たり3,258円であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

お尋ねします。購入資金5,000万円は現金ですか、それとも市債とか、そういう銀行借り入れでしょうか。もしそれならば、金利、それから期間等をお知らせください。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

担当課の方からお答えをさせます。

○議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

○企画財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

今回の用地費につきましては、公共用地先行取得特別会計でございますので、一応全額地方債を予定いたしています。地方債につきましては、年度末――来年の3月末、もしくは5月の末に一応市内の金融機関等の入札等を経まして利率等が確定いたしますので、現在のところ、どれぐらいの利率ということはわかっておりません。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありますか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

この議案について議運で説明があったときに、道路建設のための用地と将来、武道場、弓道場を建設するという説明があったらしいんですけど、これは事実でしょうか。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

そういった要望が体育関係者の方から出されたというのは事実でございます。しかしながら、今、武道場なり弓道場含めて、雨漏り等を含めて老朽化をいたしておりますし、あ

るいは地元の皆さん方も何か公共の施設をあそこに誘致してくれんかと、そういうお話もございまして、まだ国なり、あるいは県と今、水面下で話をしているところなんですけれども、起債なり補助金がこの種でつくものかどうか、あるいは地元の方はコミュニティーセンターと、そういった要望もございまして、大変申し訳ありませんけれども、これから先の問題については次にゆだねたいと、そう思っております。今のところ、それだけです。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

第37号議案の土地売買の締結について、五、六点到りお尋ねをいたします。

第1点目として、岩瀬東部地区開発事業に伴うこの取得ですが、この岩瀬二丁目434番地の7、この土地は、標高30メートル以上の山地とわずかな平地、災害危険箇所でもあります。この物件をなぜ買収しなければならなかったのか。

次に、買収に当たって、市当局の固定資産評価は、評価額で1,939万3,227円です。不動産鑑定によると3,814万5,000円であります。今回の契約成立額は、仮契約は5,000万円になっております。適正価格をはるかに超えての買収をお尋ねするものです。

3点目に、買収目的は社会体育施設であります。武道館及び弓道場とお聞きしましたが、柔・剣道や弓道をされる方が市内にどれくらいおられるのでしょうか。当然施設の計画に当たっては、教育委員会での審議があったと思われます。いつの教育委員会で諮られたのか、教育委員会としてどういう議論を経て、教育委員会がいつこの土地の取得依頼をされたのか、お尋ねするものです。

教育施設ですから、当然、総務文教でも説明があつてしかるべきだと思いますが、先の共産党の議員の質問にありますように、まだ定かでないというようなことということは委員会でも審議されてないんじゃないかと思いますが、これは教育長にお尋ねをいたします。

それから4点目は、議案書にも添付されているこの場所は32メートル、私も先日、この山を何度か見に伺いました。こうした小さな写真ですが、小高い山です。この山を削らなければ、今言われております目的の武道館や弓道場の建設は不可能と思われます。計画しております弓道場や武道場、建坪の面積は幾らで計算されておるのか、あるいは建設価格は幾らなのか、それに基づいて今回の土地買収はあったと思います。

それから5点目、すぐ東側には、その150メートル先には、中間市の整備された広大な吉田ぼた山跡地があります。このフラットなこの土地を利用することができなかったのかどうか。莫大な造成費用を、私、素人にもかかるんじゃないかということを感じるわけです。この検討はなされたのかどうか。また、中間市には、塩漬け土地もたくさんあります。開発公社の持つ土地などの検討も図られたのかどうか、お尋ねします。

そして、この財政改革が叫ばれている中で、フラットな土地に弓道場や武道場の建設をすることと、この丘陵地、３２メートル、２０メートル、こうした山を崩すことによって造成・整備しなければなりません。それだけでも多額のお金がかかるわけです。こうしたものとフラットなところに建てたときの差額はどうか、こういう検討もなされたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

それから、今、植本議員の質問にもありましたが、土地購入は市債による購入です。昨日も新聞報道、今日の新聞報道にもあるように、中間市のことが載っております。市の借金である市債発行高が約２００億円膨らんでいると言われておりますが、私たちは、市債が異常に累積することについて、将来に対しての不安は募るのですが、このことについて、企画財政課長の答弁を求めます。

以上、私の質問に対して、一つ一つ回答を求めるものでございます。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

たくさんございまして、また、担当課の方で答えをさせる分も多々あると思うんですけども、なぜ、この岩瀬東部地区か、その土地かと、こういうことなんですけれども、確かに総論でご指摘のように、今、大変中間市も厳しい財政状況にあってございまして、これは、これまでも委員会を立ち上げました行政経営審議会の中でもいろいろ議論をしたわけでございまして、そういった中では、まず行政改革を中心にやろうと、一生懸命になってやろうと。もう一つは、この中間市の将来のありようとして、若者が来たり、あるいは地域が活性化をしたり、あるいは、あるときには企業が進出をする、そういったことも、これからの中間市の将来において大変重要な課題ではないかと、そういう議論を今日まで実はしてきたわけでございます。

したがって、私は、今回のこの土地の購入につきましては、ご存じのように、今、都市計画道が計画実行中でございます。これを基幹、幹線として考えてみますと、大変中間市にとって大きな効率的な事業となり得るのではないかなと、そう思っているわけでございまして、さらに、結果的にだめになりましたけれども、北九州市との合併の中で幹線道路の整備をする、こうすることによって、中間市がさらに活性化する、あるいは地元の皆さん方の公共施設がないとか取り残されているとか、そういった課題も実はあったわけでございまして、あの北九州市との新市の都市計画の中では、７事業ぐらい中間市として提起をしていたんですけれども、私はその中の一番として、とにかくこれを早くやってくれと、そういうお話もしたことがあるわけですが、結果として、単独で生きるということなんでございますけれども、こういった状況を見ると、確かに厳しい状況であるけれども、何もしないということはもっと厳しいわけでございまして、そういった費用対効果を含めて、この地の開発というのが中間の将来に間違いなくつながっていく、そういう思いでござい

ます。

それから、3,850万、評価、価格の話ですけれども、確かに評価額としてはそうでした。いろいろと担当課の方でも大変な苦勞をされているようでございまして、結果的には5,000万ということで仮契約を結ぶわけですけれども、これが世間的に見て高いか低いかというのは異論があるところだとは思いますが、私自身は、これまでの経過の中身、これもちょうと情報開示をしているわけでございまして、そういった中身を見ると、中間の将来のために、この金額というのはおおむね妥当だと、そういった思いをしているところでございます。

あと3番、4番は、担当の方から。

それから、ぼた山利用はできなかった、ぼた山の他の近くでできなかったのかということなんですけれども、これもご存じのように、ぼた山跡地利用ということで、これまで水巻あるいは中間市で議論を重ねてきておりまして、水巻は水巻でいろんな方法を考えられておりますが、中間市の方も、当初はあそこを区画整理をして住宅分譲でどうかと、そういう話もありましたけれども、トータルで考えてみますと、なかなかあの地に人がやってくるという、そういう部分も難しいだろうと、そういう思いもありまして、ほかにいろいろとあのぼた山跡地利用は考えてはきたんですけれども、結果的には、先の議会の中でも議論等々ありましたように、企業誘致も一つの方法だと、そういった思いなり、検討経過でございまして。

あと6番は、財政が厳しいときにとということなんですけれども、今、冒頭お話した中身でございまして。

あと市債の件等々については、担当の方からそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

武道場と弓道場の件について、教育委員会に審議が移されたかというお尋ねでございますので、その件についてお答えいたします。

武道場あるいは弓道場について、具体的な話として、教育委員会ではまだその会議は行っておりません。

また、ニーズについて等は、部長の方から答弁させたいと思っております。

○議長（杉原 茂雄君）

谷川教育部長。

○教育部長（谷川 博君）

お答えをいたします。

平成16年度の施設利用状況でございますが、武道場が3万9,967人、弓道場が

１，５２２人でございます。

それと、土地の購入依頼の理由につきましては、各施設の老朽化が進んでおりまして、狭いこともありまして、それから駐車場もないというようなこと、それと各連盟の方からの建て替えの要望も出ておりまして、その土地の購入依頼をいたしたものでございます。

それと、施設の概要でございますが、武道館につきましては、建築面積が１，０３５平米、延べ面積が２，０７０平米でございます。弓道場につきましては、建築面積が５４７．５平米、延べ面積が５４７．５平米でございます。建築工事費につきましては、武道館が―これはあくまでも概算でございますけど、武道館が５億２４０万円、弓道場が４，５６０万円でございます。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

牧野企画財政課長。

○企画財政課長（牧野 修二君）

ちょっと最後のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

地方債につきましては今後の課題ということのご質問でございます。今回の岩瀬東部地区の開発事業に伴います資金につきましては、先ほどご説明いたしましたように、とりあえず公共用地先行取得債ということで、一時的な地方債を借りるようにいたしております。これは先ほど若干ご説明しましたように、塘ノ内砂山線道路事業とか、そういった使用目的がはっきりいたしました時点で、その事業に伴います正式な地方債に借換えをいたすというような性格のものでございまして、この公共用地先行取得は、最終的には本債、もしくは補助金等に振り替わるというふうになっております。

また、今後の借金の推移でございますが、議員ご存じのように、現在１９５億程度の借金残高となっております。最近の借金につきましては、事業等は大変このような状況でございますので抑えておりますので、市単独で行う借金というものは、ここ数年激減いたしております。

では、なぜ借金が変わらないかというのは、いわゆる普通交付税の減額に伴う財源不足等を国が補うために財対等の借金に振り替えをしたため、最近はそういうような財源対策に伴う借金が大変増えております。そういった借金と我々市の事業に伴う減額等で、現在は本市といたしましては、ここ数年１９０億台の借金で推移をいたしておると、いわゆる増加もしないし、減少も余りしてないというところでございます。

また、今後の地方債については、過去、事業をした分がどんどん償却いたしておりますので、国の財源対策債等の借り入れが減ってくれば、今後、市の残高は減少してくるであろうというふうに私どもは考えております。

以上でございます。（「まだ質問に十分答えていただいていませんので」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

私の質問に……。

○議長（杉原 茂雄君）

簡潔に、その質問点だけね。

○議員（１番 中家多恵子君）

質問点は言ったんですが、それで答えてませんよね。

○議長（杉原 茂雄君）

だから、もう一度。

○議員（１番 中家多恵子君）

教育長にしても、会議を行っても、教育施設でありながら、こういうことについての会議を行っていません。教育委員会が取得依頼をしたのはいつかって言ったら、その回答もない。そういうことですし、私は当然、フラットな土地で建物を建てれば幾らになるのか、小高い山を使えば幾らか、それは行政ですし、民間でも必ず計算するはずなんですよ。それもお答えできないということはどうなんでしょうか、建設部長。そして教育委員会、いつ取得依頼をされたのか、教えてください。

○議長（杉原 茂雄君）

簡潔に教えてください、もうイエス、ノーで。はい、どうぞ、谷川教育部長。

○教育部長（谷川 博君）

お答えいたします。

用地取得依頼をしましたのは、平成１７年の１月２０日でございます。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

○建設部長（行徳 幸弘君）

成形面積にいたしましては約７，７００平米、のり面成形が約１，５００平米でございます。議員ご質問の今現在３２メートルある部分を計画高に成形した場合、底地がどのくらいになるかというご質問についての回答でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

私の質問は、フラットな場所に建てたときはどれぐらいのものになるのか、こうした山を築いたとき、山を崩して建てれば、おのずと経費がかかるわけです。そういう比較をされたのかどうかということをお尋ねしていると、それからもう１点、追加で質問しますが、岩盤の掘削が必要です、この施設をつくるのには、この岩盤がですね。それから土量も出

てきます。土量の処分をする場所を決めているのか、処分するためには、この土量がどれだけ排出されるのか、その排出量、金額、そういうものもお答えいただきたいと思います。当然その上に立って、この高いところに施設をつくるという計画だと思いますのでね。計画は出ていると思いますので、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（杉原 茂雄君）

行徳建設部長。

○建設部長（行徳 幸弘君）

お答え申し上げます。

今の件につきましては、今後、実施測量あるいは調査測量ですね、それから実施設計等々で積算が出てくるものでございまして、現在のところは金額として出てまいっておりません。（「最後、もう1点」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、建設部長の答弁は、これは議員も市民も納得できないわけですよ。これだけのものをつくるわけですから、それはこれから計画て言いますけど、その他、施設をつくるから土地を買うことになったわけでしょう。そしたら、その上に建つ器については、どれだけの経費が要るのか、先ほど教育部長は、弓道場とそれから武道場の建設費はこれこれと言われました。そういうことはおのずと、これをある程度に――32メートルあるわけですから、12メートルぐらいまでするとか、そうすれば、その土量は幾らか、そういう計算をもとに計画をされていると思うんです。

昨日、私は情報公開でお金を出してまで、この市の計画をとったわけです。そして牧野課長においては、県の方にこの施設をつくるに当たっての補助金の申請とか、いろんな交付団体、市にとって負担のないようにはどうしたらいいかということで県に赴いているわけです。そのためにそういうことをやられているわけですから、その前にこの山を崩したら、どれだけの土量を捨てにいけないといけないのか、捨てる場所は中間に現在あるのかどうかですね、そういうものがちゃんと計画の中になかったら認めるわけにはいけないんですよ。それを建設部長はやはり建設課の総責任者ですので、土量がどれだけ出るかということはわからないでもって、土地の仮契約をしましたから認めてくださいというわけにはいかないわけです。

そういうことですので、土量はどれだけ出るのか教えてください。わかる方で結構ですから、そして費用はどれだけかかるのか。

○議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

○管理課長（杵野 広行君）

先ほど、議員が情報公開でパンフレットですか、ちょっと（「市の計画です」の声あり）市の計画、その中で、議員はおわかりと思いますが、（「金額は私はいただいてないです。金額のところは外してしかもらってませんので」の声あり）そうしますと、まず先ほど議員が言いました標高32メートル、それから計画されてるのは、道路高から8.5メートルまでのカットをいたします。そこで、掘削土量7万8,142立米が発生いたします。10トンダンプで1万3,000台でございます。残土の処分地整備費でございますが、金額にしますと1億4,965万5,000円残土処理がかかります。これはコンサルに出した設計内容で今ご報告申し上げております。

○議員（1番 中家多恵子君）

どこの場所に捨ててそれですか、場所が遠くなればたくさんかかるわけですけど、その場所、運ぶ場所でまた違ってくると思うんです。どこに捨てる場所があるんですか。

○管理課長（杵野 広行君）

いえ、場所は確定いたしておりません。

○議員（1番 中家多恵子君）

場所は確定してないは、今から探すわけなんですね。

○議長（杉原 茂雄君）

次に、青木孝子さん。（「もう一つ」の声あり）

○議員（6番 青木 孝子君）

1点だけお尋ねいたします。

今の市長の説明の中で、防災工事も含めてあるというような答弁でしたよね。民間のところになぜ防災工事もしないといけないのかな、市の公のお金を使ってわざわざそんな土地を買わないといけないのかなと、ちょっと疑問に思いました。その点について、市長にお尋ねいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

住民の皆さんから、傾斜地ということで意見、要望がございまして、毎年この梅雨の時期になりますと、そういった指摘がございまして、そういった住民の皆さん方の安全・安心という立場の中から、何とかしてこれを改善をすると、そういう立場、中身でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。意見を挟まなくて質問にしてくださいね。あなたの見解はね、後ほど討論で言ってください。おわかりでしょうか。

○議員（1番 中家多恵子君）

残土の処分場所が決まってないということですね。コンサルタントの出した計算という

のは、どこを指しての残土の処分費用になっているんですか。中間市には、現在、残土を処分する場所があるのですか。なかった場合はどこを目標にして残土処理をされるおつもりですか。

○議長（杉原 茂雄君）

杵野管理課長。

○管理課長（杵野 広行君）

お答えします。

中間市では、当初この会議を持ちましたときは、吉田ぼた山跡地を計画しておりましたが、最近、順心会が進出してくるということで、現在、残土の捨て場は確保できておりません。

以上です。

○議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

先ほどからの質疑を聞いておりますと、建物については概算ではありますが価格まで出ているけれど、そのほかのことについてはほとんど出ていないようで、それで、あの土地を見たらわかると思うんですが、あの上に公共施設をつくるとなれば、当然、土を除いて平らにしなければならないし、そうなってくると、あれだけの険しい——高さはそうないにしても、低い山にしても、周辺の住宅の立ち退きというような問題も出てくるかと思えますし、また、北中学校ののり面の防災工事、これも含まれるかと思えます。

ですから、相当多額の費用がかかると思うんですが、つい先日までは、財政が厳しいからといって「合併しかない」と言っていたのが、一転して、随分と大判振る舞いをされるようでありますけれど、この公共施設が欲しいというのは、何も自由ヶ丘、岩北、岩東だけではなくて、岩西の方からもそういう声は出ているわけですから、今後、そこら辺の地域まで含めたことで検討してはどうかと思えます。

また、この土地を購入しなければ、現在進められている道路が完成しないのかということになってきますけれども、確かにこの土地があるのとないのでは、道路の幅員が一部狭くなります。かといって、そのことによって道路そのものが使用不能ということになるわけではないと思いますので、今後、緊縮財政の折でもありますし、もっと十分に検討をしてはどうかと思いますが、市長はどうでしょうか。

○議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

○市長（大島 忠義君）

先ほど言いましたように、この幹線を完成をさせることで、例えば、もう少ししたら遠賀橋が完成するわけですがけれども、中身はまだ依然として2車線でございまして、ここが

きちんとした幹線道路として使用できれば、久好議員言われましたように、西側から八幡西の方に行ける部分ができると、そういったいろんな方面から考えて、こういった大変財政が厳しい中ですけれども、中間市の将来を考えれば、相当の費用対効果が目指せると、こういうことでございます。

○議長（杉原 茂雄君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

今の中家議員お持ちの建設計画につきましては、先ほどから説明しておりますように、北九州市との合併、合併特例債での事業該当の段階で作成した事業計画でありますので、当然単独でこの事業に取り組むとなりますと、今、久好議員言われましたように、財源の問題、そして残土処理の問題も、そこまで低くカットする必要とか、そういったものの全体像のある程度の検討見直しというのは絶対出てくるかと思えます。またあわせて、そういった地区の問題等、協議が必要ではないかというふうに思っておりますけど。

○議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

今、総務部長はそうにお答えされて――説明されていますが、私が建設部長や、そして議運の委員会にも出席してほしいということで説明を受けた中では、まさに、この計画は遂行するという、その説明だったわけですよ。そうすると、やはり残土も全部撤去しないとイケない、高さは幾らにしてもですよ。

そういうことについての確たる、その後の処分場所についても決まってない。そしてまた今、これは「北九州との合併の資料です」とかておっしゃられますが、私がこの資料を求めて、こうしてページを読んでいると、２６ページからないわけですよ。それで、２６ページからの概算事業費とかＡ案、Ｂ案とか打ち合わせ協議録とか添付資料とか、そういうものが全くないものを情報公開でいただきました。それで、ああ概算事業計画があるんだと、そう思いました。

そして今、杵野課長が中家議員は手元にあるから内容がわかっているだろうと言われても、私の資料には２５ページからあとはないわけです。こういうものが情報公開でお金を出してとって市の計画を知らなければならないという中間市の計画というのは、全く情報公開とか透明性な市政ではないわけですよ。そしてまた、これが本会議の質問だけで多額のお金を認めなければならないのかという判断に迫られる。行政改革、財政改革というのは何だろうかと私は思うんですが、私にこれ配られなかった理由についても説明していただきたいと思えます。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

もうご意見ですからね、ひとつ。じゃあ、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第37号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(「緊急動議」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論を行います。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

第37号議案土地売買契約の締結について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論いたします。

ただいま説明がありましたように、交通渋滞緩和のための都市計画道路整備と住環境整備を目的とした岩瀬東部地区開発事業に伴う土地を取得するために、売買代金5,000万円で仮契約を締結したというものです。

岩瀬地区住民から開発促進の要望があり、取得後の公共用地には武道場や弓道場を建設する予定があることが、議会運営委員会で当局から説明がありました。しかし、当地は、がけ崩れなどの恐れもあり、防災対策工事も施工しなければならない状況も生じることも考えられます。

ただいま質疑の中でたくさんのことが出されましたけれども、こうした中身も十分検討が必要だと思います。特に、緊縮財政の折から、岩瀬東部地区開発事業について、各担当部局や常任委員会で十分に検討する必要があることから、この第37号議案に反対をいたします。

○議長(杉原 茂雄君)

ほかに討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員(1番 中家多恵子君)

私は、過去幾度も市有地の管理などに対しては、議会で一般質問をしてまいりました。そして、昨年9月議会でも、管理課長との質問、答弁の中で、「まず市有地の売却及び土地の取得につきましては、不動産鑑定士に依頼いたしまして、例えば1,000万円という土地がございますが、市が売る場合には、その1,000万円という数字が出ましたときは1,000万円以上の金額で売却するようになっております。逆に民間の方から土地を取得する場合、それはやはり1,000万円という数字が出た場合は、その数字より必ず安く購入するのが基本原則となっております。」このように答弁をいただいております。

今回の土地の取得は、鑑定価格3,814万5,000円に対して5,000万円で仮契

約を締結されたことは、これまでの当局の答弁に反することです。このことは、私は賛同できるものではありませんし、この土地について、過去の経緯を調べてみました。そうすると、何と開発公社が昭和５５年の４月にこの土地を、今購入しようとする土地を開発公社によって購入されているわけです。そして、その翌月の５月にはヒヤムタ重機株式会社に所有権が移転されております。このようなことが開発公社から直接会社に売買できるんですか。違法ではないかと思います。

このことを見ましても、中間市の行政のゆがみが永遠と続いております。そして、このとき幾らで買ったのか、２,５５３万９,０７２円、そして翌月２,５８４万６,０３２円でというような形で取引されております。こうしたことにまで触れての審議が必要ではなかったのでしょうか。

私は、先ほど緊急動議を出しました。それは、質疑が十分に答弁していただいております、質問が。そういうことから委員会付託にしたい、そういう思いで緊急動議の手を挙げたわけですが、取り上げてもらえませんでした。さまざまな問題を抱えて、そして、この本会議で何一つ満足な答弁を得ることのできない、こうした土地売買契約締結に反対するものです。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

私は、第３７号議案については、保留とさせていただきます。

岩瀬東部地区の開発、防災はもちろん行わなければなりません、この議案書では購入目的等がはっきりしません。また、市の経常収支比率９８％以上を考えると、この議案は総務文教、建設水道委員会などに付託し、十分審議した後に本会議にかけるべきだと思います。

以上の理由により、私は保留といたします。

以上でございます。

○議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第３７号議案土地売買契約の締結についてを起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第３７号議案は原案のとおり可決されました。

-----・-----  
日程第 8 . 議員提出議案第 2 号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 8、議員提出議案第 2 号中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

議員提出議案第 2 号中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例の提案説明をいたします。

中間市敬老祝金条例を一部改正する箇所は、（受給資格）第 2 条 祝金は、毎年 9 月 15 日現在において市内に引き続き 1 年以上居住し、の「1 年」を「3 月」に改めるものです。

この中間市敬老祝金条例は、2002 年 3 月、毎年支給する中間市敬老年金条例を節目支給に改定したものです。敬老祝金が毎年支給から節目支給になったため、市内に 1 年未満居住の 77 歳の対象高齢者の場合、11 年後の 88 歳まで受給資格がありません。選挙権も 3 カ月以上の居住であれば資格があることから、敬老祝金の受給資格 1 年を 3 月に改定するものです。

皆様のご賛同お願いいたしまして、提案の説明を終わらせていただきます。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第 2 号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第 2 号中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、議員提出議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----  
日程第 9 . 意見書案第 5 号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 9、意見書案第 5 号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（13 番 掛田るみ子君）

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書案の趣旨説明を行います。

現在、住民基本台帳法第 11 条により、氏名、住所、生年月日、性別の 4 種の情報を、原則として誰でも市町村の窓口で閲覧することが可能となっております。最近では、こうした閲覧制度を悪用した悪徳商法や犯罪事件が発生しており、大きな社会問題になっております。

本年 4 月に全面施行された個人情報保護法と整合性を図るためにも、現行の閲覧制度の早期見直しを強く要望するものです。

以上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 5 号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第 5 号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第 5 号は原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 . 意見書案第 6 号

○議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 10、意見書案第 6 号 1 学級の定数を 30 人以下にすることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

1 学級の定数を 30 人以下にすることを求める意見書案の提案説明をいたします。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の義務教育特別部会が、公立の小学校や中学校の 1 学級当たりの子どもの数の上限を 40 人と定めている学級編成基準を改善することで一致いたしました。

2004 年 4 月現在、全国 47 都道府県のうち 42 道府県が少人数学級編成を実施しています。いち早く県レベルで少人数学級を実施した山形県のアンケート調査によりますと、少人数学級になって、75%の子どもたちが「毎日の学習が楽しくなった」と答え、67%が「先生の指導が丁寧になった」と実感しているという結果が出ています。学級の生活面でも「友達が増えた」という子どもたちが 89%、「学級が楽しくなった」という子どもが 72%に上っています。

また、今年 4 月の文部科学省の調査によると、「児童生徒の学力が向上した」、「授業でつまづいている児童生徒が減った」と評価する学校は、小学校で 98.7%、中学校で 90%以上に上っています。また、生活面でも「不登校やいじめが減少した」「基本的な生活習慣が身についた」と評価する学校は、小学校で 90%、中学校で 80%です。このように、少人数学級編成は、子どもにとっても、教員の指導にとっても教育効果が上がっています。

欧米では、1 学級の標準は 20 人から 30 人が当たり前です。「日米の学校の一番決定的な相違点は、1 クラス当たりの生徒数という問題である。日本の学校が授業上の何らかの改革をするのなら、どんな方向を目指すにせよ、まず教師 1 人当たりの担任生徒数を大幅に引き下げない限り、成果は期待できない」と、アメリカ人研究者が、学級規模の大きさを解消することが日本の教育条件整備の最重要課題だと指摘しています。

我が国においても、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障するために、30 人学級を実現し、あわせて、多様な工夫が行える教職員の配置を行うなど、教育条件を整えることが求められています。来年度から、第 8 次教職員定数改善計画の策定に向け、国は学級編成基準を 40 人以下から 30 人以下へ引き下げるときです。

よって、国会及び政府に対し、より良い教育を受ける環境を整えるために、30 人学級の実現に向けた教職員定数改善計画等の見直しと財政措置を講じるよう強く要請するものです。

以上、ご賛同お願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号1学級の定数を30人以下にすることを求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----  
日程第11．意見書案第7号

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第11、意見書案第7号ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にすることに反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

○議員(7番 久好 勝利君)

ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にすることに反対する意見書案について、提案理由の説明を行います。

最近では「クールビズ」という言葉をよく目にしますが、この夏の暑い時期はネクタイを外して仕事をしたらどうかということで、いわば事務系労働者、ここにも随分とおられますけれども、そのような人たちーホワイトカラーについては、また、ブルカラーの人たちについても、労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間、残業すれば割増し賃金を支払うということを定めております。

厚生労働省は「自律的な働き方への対応が求められている」、このような理由で、ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にするという方向で検討を始めています。労働時間の規制を外してしまえば、労働者は「自律的」という名目で際限なく働かされ、残

業代も出なくなります。

厚生労働省は、海外事例を調査するとして、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの4カ国を調査しましたが、ホワイトカラーを時間規制から除外しているのはアメリカだけとの調査結果を出しています。アメリカは、管理職と管理や事業運営全般に直接関連するオフィス労働者が適用除外となっていて、賃金は週給455ドル以上が要件となっています。月収、日本円に換算すれば、これは20万円程度ですから、日本の場合は、ほとんどのホワイトカラー労働者がこの対象となります。

世界でもアメリカだけの特異な制度を、異常な働き方が横行する日本に導入する理由はありません。アメリカのホワイトカラーは、長時間働いたら休暇はきちんと取っております。しかも、過労死するような働き方を強いる会社もありません。アメリカは、使用者に労働者の「健康確保措置」を義務付けていないので、健康は自己責任ということになっております。日本は、企業に安全・健康配慮義務がありますから、適用除外にすれば、健康も労働者の自己責任ということにされかねません。

日本で時間規制を外せば、どんな悪影響をもたらすでしょうか。労働者は「自律的」という名目で際限なく働かされ、残業代は出なくなり、過労死や過労自殺がさらに増えるということは目に見えております。過労死するほど働かせ、残業代を支払う最低限の義務も、健康と安全を守る責務も免れようとするのは、使用者の社会的責任を放棄するものであります。

今、求められているのは、労働時間をきちんと管理をし、サービス残業の根絶、過重労働の規制を強め、人間らしく働けるようにすることが重要であります。ホワイトカラー労働者の労働時間規制の適用除外に強く反対するものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第7号ホワイトカラー労働者を労働時間規制の適用除外にすることに反対する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第7号は原案否決されました。

-----・-----・-----  
日程第12．第24号議案(平成16年)

○議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第12、平成16年第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております平成16年第24号議案については所管の総務文教委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

-----・-----・-----  
日程第13．会議録署名議員の指名

○議長(杉原 茂雄君)

これより日程第13、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において井上久雄君及び上村武郎君を指名いたします。

-----・-----・-----  
○議長(杉原 茂雄君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成17年第2回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。

午前11時27分閉会  
-----

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長            杉   原   茂   雄

議 員            井   上   久   雄

議 員            上   村   武   郎